

○財務省告示第百六十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

五	四	三	二	一	表第一の六の項名	関税暫定措置法別
					輸入数量	

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
六〇トン	三トン	一六二トン	三、九九九トン	一二〇トン	八トン	一七、〇一八トン	九二、八七一トン	四二三、〇六八トン	四、〇九〇トン	二七トン	三七トン	七三〇トン	一トン	一トン	〇トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二二	二、七三五トン
○トン	○トン	四九トン	五トン	○トン	一トン	一トン	一トン	一トン	一四七トン